

環循適発第2004102号
環循規発第2004101号
令和2年4月10日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
（公印省略）

廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の
使用節減の徹底等について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、一般廃棄物の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条）並びに産業廃棄物の焼却施設及び溶融施設（同令第7条第3号、第5号、第8号、第11号の2、第12号及び第13号の2において定める施設）については、廃棄物処理施設設置者が廃棄物処理施設の正常な機能を維持するための定期的な点検及び機能検査（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の5第1項第14号、第5条及び第12条の6第4号）、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）に基づく検査及び施設に異常がある場合に行う点検等を実施し、ダイオキシン類のばく露リスクがある作業を行う際には、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき、作業員の防護服の着用が義務付けられているところです。当省においては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い防護服の確保が困難となっている状況を受け、その確保に向けて取り組んでいるところですが、貴職におかれても現状に鑑み、防護服の着用を必要とする作業を継続的に実施できるよう、下記の事項について、貴管下廃棄物処理施設設置者及び市区町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 防護服の節約について

廃棄物処理施設の定期的な点検及び機能検査においては、労働安全衛生規則の規定

に基づき、点検及び機能検査に従事する者の安全について十分に配慮の上で、次の事項の実施を検討するなど防護服の節約に努めること。

- ・ 臭いや汚れ付着防止のみを目的とする場合は、洗濯可能な作業着や雨具等を着用するなど真に防護服の着用が必要な作業^{*}に従事する者のみが防護服を着用すること
- ・ 防護服の着用が必要な作業に従事する者の数を合理的な範囲で絞ること
- ・ 防護服の着用が必要な作業であって、緊急性の低い作業については延期すること

※・・・労働安全衛生規則においては、防護服の着用が必要な作業については別紙のとおり定められており、当該法令を参照し、必要に応じて管轄する労働基準監督署の確認を得つつ、安全性に配慮の上で判断すること。

2. 廃棄物処理施設の点検及び機能検査の頻度について

防護服の確保が困難な状況にあっても、国民生活及び国民経済の安定確保に不可欠な廃棄物処理事業を安定的に継続する観点から、施設の検査及び点検に従事する者の安全及び施設の安全性の確保を前提とした上で、一般廃棄物の焼却施設について、当面の間、点検及び機能検査の実施を6か月延期できることとし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知¹）において定める機能検査の頻度を「1年に1回」から「1年6か月に1回」以上に、精密機能検査の頻度を「3年に1回」から「3年6か月に1回」以上とする。

また、産業廃棄物の焼却施設及び溶融施設に係る、定期的な点検及び機能検査についても、同様の観点から、施設の点検及び機能検査に従事する者の安全及び施設の正常な機能の確保を前提とした上で、防護服の着用が必要な作業を伴う点検及び機能検査等の頻度の合理化を検討すること。

1・・・<http://www.env.go.jp/hourei/11/000510.html>

3. 廃棄物処理に関する業務継続について

「緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）」（令和2年4月7日付け環循適発第2004077号・環循規発第2004075号環境省環境再生・資源循環局長通知）において、廃棄物処理事業の継続についてお知らせしたところであるが、上記の取組を行ってもなお防護服等の資材が不足することによって焼却施設等の廃棄物処理施設の点検及び機能検査や補修等が実施できず、廃棄物処理施設の停止に至ることも想定して、その場合の対応策（周辺自治体との防護服等の融通、周辺自治体等への処理委託、感染性廃棄物の処理先の確保等）についても検討し、必要な対策を講じること。

以上

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

（略）

三十四 ダイオキシソ類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設（第九十条第五号の三を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。）においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（第三十六号に掲げる業務を除く。）

三十五 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務

三十六 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

（略）

（ダイオキシソ類の濃度及び含有率の測定）

第五百九十二条の二 事業者は、第三十六条第三十四号及び第三十五号に掲げる業務を行う作業場について、六月以内ごとに一回、定期に、当該作業場における空气中のダイオキシソ類（ダイオキシソ類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシソ類をいう。以下同じ。）の濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、第三十六条第三十六号に掲げる業務に係る作業を行うときは、当該作業を開始する前に、当該作業に係る設備の内部に付着した物に含まれるダイオキシソ類の含有率を測定しなければならない。

（保護具）

第五百九十二条の五 事業者は、第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業に労働者を従事させるときは、第五百九十二条の二第一項及び第二項の規定によるダイオキシソ類の濃度及び含有率の測定の結果に応じて、当該作業に従事する労働者に防護服、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を使用させなければならない。ただし、ダイオキシソ類を含む物の発散源を密閉する設備の設置等当該作業に係るダイオキシソ類を含む物の発散を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項の規定により保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。